

新許可信書便事業者向け事業支援サービスのご案内

この度、当協会では信書便事業者さまからのご要望が多いため、主に事業開始から2年以内の新許可信書便事業者を対象に、さまざまなアドバイスや事例紹介などを行う事業支援サービスを行うこととしました。信書便事業の適正運営や総務省検査の準備などにお役立てください。

< 概要 >

- 1 名称 新許可信書便事業者向け事業支援サービス
- 2 対象 事業開始2年以内程度の信書便事業者
- 3 支援内容 主な内容は以下のとおり。
 - ・教育マニュアル、事故管理書など信書便事業を行う上で必要なマニュアル、書類の作成や管理方法などについてのアドバイスや事例紹介を行う。
 - ・社員や委託会社への教育を行う。
 - ・総務省の初めての立ち入り検査などに向けての必要書類の整備などについてのアドバイスを行う。原則、事業者さまのご要望に応じて支援内容を決定いたします。
- 4 方法 事業者さまに訪問し実施します。1回を3時間程度。ご希望に応じて複数回訪問します。
- 5 費用 ご依頼の内容により個別見積します。(会員は価格優遇)
- 6 申込 以下に記載し、協会事務局までファクシミリください。

FAX→03-6418-8315 信書便事業者協会 事務局 行

事業支援サービス 申込書

< 申込者情報 >

1. 会社名
2. 住所
3. 連絡先ご担当者名
4. 連絡先電話番号
5. ご要望内容および対象役務
6. 開催時期